

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [法の保護と労働組合（1）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

## 法の保護と労働組合（1）

憲法による保護

憲法28条

「勤労者の団結する権利及びその他の団体行動する権利は、これを保障する」

労働組合は、複数の労働者が「団結」して結成・運営され、使用者との「団体交渉」を通じて労働条件の維持向上を図るが、団体交渉を有利に進めるために、ストライキなどの「団体行動」をすることがある。憲法28条は、これらの3つの権利（団結権・団体交渉権・団体行動権＝労働基本権）を保障しており、これらの権利の具体的な内容は、憲法28条の定めを受けて制定された労働組合法で定められている。

日本国憲法はすべての法律の根源である。

憲法の理念を具現化するために定められた法律により、日本社会の秩序は守られている。

その憲法に明記されている「労働基本権」は特別なものだ。

たとえば企業に損害を与えた場合は一般的には損害賠償の責任が伴う。

しかし、合法的にストライキをすることで生産活動や営業活動がストップして企業に損害を与えても、その損害について使用者は労働組合に賠償請求をすることはできない。

このように、憲法は、労働組合に対して、通常の商取引などでは見られない特別な保護（労働三権の保障）を付与しているのである。

また、憲法第27条でも労働者に対して労働条件について、このように規定している。

「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

この規定を受けて制定されたのが、「労働基準法」である。

労働基準法第1条

「1、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

そして、よりよい労働条件は、労働組合によって獲得されるべきものとして、労働組合の存在、活動の保護をするための具体的な規定を定めたのが「労働組合法」である。

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

